

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p><u>(特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式)</u></p> <p><u>2－1－2 令第1条の5の2第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び定義府令第12条第1号ロ(1)にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続きによる合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2－1－2において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第1項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電磁的方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2－1－2において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電磁的方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。</u></p>	(新設)